

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用の許可の取消し等	
根拠条例等・条項	堺市民芸術文化ホール条例第6条	
所 管 課	文化国際 部 文化 課	
処 分 基 準	<p>使用の許可の取消し等については、堺市民芸術文化ホール条例第6条に基づき処分する。</p> <p>【堺市民芸術文化ホール条例】 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退館によって使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p> <hr/> <p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	<p>・聴 聞</p> <p>・弁 明</p> <hr/> <p>ただし、行政手続条例第13条第2項第号に規定する「するとき」に該当するため、手続を省略する。</p>